

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（千葉県）

1 期間 第2四半期（7月～9月）

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	17	原則週1回	47	29 市町村
果実類	8	原則週1回	53	31 市町村
きのこ・山菜類	2	週2回	60	17 市町村
牛肉	1	県：週1回 (7～10 検体/週) 自主：処理日毎（5 回/週） (約40 検体/回)	県：約80 自主：約2,000	全市町村
野生鳥獣肉	2	【シカ肉】 処理加工施設ごとに四半 期に1検体以上	4	3 市
		【イノシシ肉】 県内の5処理加工施設で 処理される全頭を検査	約50	4 市町
原乳	1	原則月1回4検体	12	7 クーラース テーション
穀類	2	随時	55	4 市町村
水産物	37	週30 検体	330	—
その他				
小計	70	—	約691 自主：約2,000	全市町村
市場に流通している食品				
生鮮品又は加工品	4	週16 検体	219	/
計			約910 自主：約2,000	

種類等	品目	検査の実施				備考
		7月	8月	9月	点数	
100Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目(全国の検査実績)						
野菜類					0	
果実類	ユズ			4	4	
	クリ					
	イチジク					
その他	茶					
穀類等	麦					
	米					
穀類等	大豆					
	そば					
50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目(全国の検査実績)						
野菜類	ジャガイモ					
	サツマイモ					
果実類	ナシ					
国民の摂取量及び生産状況を勘案した品目						
野菜類等	エダマメ	1			1	
	エンサイ				0	
	カブ				0	
	カボチャ				0	
	キャベツ			1	1	
	キュウリ	1	1	3	5	
	コマツナ				0	
	サツマイモ	2	3	3	8	
	サトイモ	1	4	1	6	
	サヤインゲン				0	
	サラダ菜				0	
	サンチェ				0	
	シシトウ				0	
	ジャガイモ				0	
	シュンギク			2	2	
	ショウガ			1	1	
	スイートコーン	1			1	
	スイカ	1			1	
	ソラマメ				0	
	ダイコン			2	2	
野菜類等	タマネギ				0	

	チンゲンサイ				0	
	トマト	1	2	1	4	
	ナス				0	
	ニンジン		1		1	
	ニンニク				0	
	ネギ			1	1	
	ハクサイ				0	
	パセリ				0	
	葉ネギ				0	
	葉ショウガ				0	
	ピーマン	1			1	
	ハウレンソウ				0	
	マッシュルーム				0	
	ミツバ				0	
	ミョウガ				0	
	メロン				0	
	モヤシ				0	
	やまといも			1	1	
	落花生		5	4	9	
	レンコン	1	1		2	
果実類	イチジク	2	1		3	
果実類	ウメ				0	
	カキ			1	1	
	キウイフルーツ				0	
	クリ		7	8	15	
	ナシ	15	1		16	
	パッションフルーツ	1			1	
	ビワ				0	
	ブドウ	6	4		10	
	ブルーベリー				0	
	ミカン			3	3	
	モモ				0	
	レモン				0	
穀類等	米		46	5	51	
穀類等	麦	4			4	
		38	76	41	155	

千葉県放射性物質モニタリング検査計画（牛肉）

平成26年6月12日
農林水産部畜産課

1 目的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

2 検査の根拠

「農畜産物等の放射性物質検査について」

（平成26年3月20日付け 厚生労働省医薬食品局食品安全部長）

3 モニタリング検査の考え方

牛飼育農家において、飼料の給与状況及び飼養管理状況のチェックを実施するとともに、食肉センターと連携して牛出荷時に牛肉の放射性物質検査結果を行い、適正飼育の継続を確認する。

4 検査の頻度と実施期間

（1）検査頻度：県による検査は、毎週1回、実施期間内で計80検体行う。

あわせて、食肉センターで処理日ごとに実施されている自主検査の結果についても、モニタリング検査に反映させる。

（2）実施期間：平成26年7月1日～9月30日

（3）採材場所：株式会社千葉県食肉公社

5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページなどで公表する。

千葉県放射性物質モニタリング検査計画（原乳）

平成26年6月12日
農林水産部畜産課

1 目的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

2 検査の根拠

「農畜産物等の放射性物質検査について」

（平成26年3月20日付け 厚生労働省医薬食品局食品安全部長）

3 モニタリング検査の考え方

- (1) 県内の7カ所のクーラーステーション（以下「CS」という）のうち、搬入量、搬入市町村数が多い2つのCSは、重点検査CSとして、毎月1回検査を行う。
- (2) (1) 以外の5つのCSは、2カ月に1回程度の検査を行う。

4 検査の頻度と実施期間

- (1) 検査頻度：検査間隔は月1回4検体
- (2) 実施期間：平成26年7月1日～9月30日
- (3) 採材場所：県内CS

5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページで公表する。

平成 26 年度 千葉県主要林産物の放射性物質検査計画(第 2 四半期)

1. 目的

「平成 26 年度千葉県主要林産物の放射性物質検査計画」に基づき、主要林産物の放射性物質検査を実施する。

2. 検査対象品目、検査対象及び検体数

(1) モニタリング検査

2 品目、20 検体（別紙、参照）

(2) 出荷制限・自粛解除に向けた検査

1 品目、40 検体（別紙、参照）

3. 検査結果に基づく措置

(1) モニタリング検査

市町村等は、関係団体等と連携し、検査の結果が基準値を超えた場合は当該品目の出荷が行われないよう生産者及び生産者団体等にあらかじめ周知を図るよう依頼する。

検査の結果が基準値を超えた場合には、同日中に県から対象市町村に対して、出荷自粛要請を行う。

(2) 出荷制限・自粛解除に向けた検査

検査結果に応じ、出荷制限解除申請又は出荷自粛解除申請を検討する。

4. サンプルング及び搬入スケジュール（変更の可能性あり）

(1) スケジュール

搬入日の前々日まで	品目及び検体数の報告（見込み） 市町村→林業事務所・支所→森林課→検査機関
搬入日の前日まで	品目及び検体数の報告（確定） 市町村（別紙様式）→林業事務所・支所→森林課→検査機関
搬入日（月・水） 休日の場合は翌日	検体の採取（2kg/検体）・搬送・送付 林業事務所・支所→森林課→検査機関へ検体搬入
搬入日翌日以降	検査機関→森林課へ検査結果送付

(2) サンプルング方法

「食品（農産物等）の採取・送付手順（マニュアル）Ver 4」のとおり

(3) 役割分担

- ①検査機関の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・森林課
- ②検体の採取地点(生産者)等の選定・採取の立会い・・・・・・・・・・・・市町村
- ③検体採取・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・林業事務所・支所
- ④検査機関等への検体搬入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・林業事務所・支所及び森林課

第2四半期検査計画詳細

1 モニタリング検査

品目	検査市町村及び検体数
原木しいたけ (施設栽培) 計 18検体	①出荷制限・出荷自粛解除済の市町村（定期的検査） （北部林業事務所管内）計3検体 山武市 3検体 ②その他の市町村（定期的検査） （北部林業事務所管内）計11検体 長柄町 3検体、旭市 1検体 香取市、東庄町、匝瑳市、東金市、神崎町、茂原市、長南町 各1検体 （北部林業事務所印旛支所管内）計1検体 千葉市 1検体 （中部林業事務所管内）計3検体 市原市、木更津市、袖ヶ浦市 各1検体
たけのこ 計 2検体	①出荷制限・出荷自粛解除済の市町村（定期的検査） （北部林業事務所管内）計2検体 香取市 2検体
合計	20検体

2 出荷制限・自粛解除に向けた検査

品目	検査市町村及び検体数
原木しいたけ (施設栽培) 計 40検体	（中部林業事務所管内）計40検体 君津市 20検体、富津市 20検体
合計	40検体

○放射性物質調査計画(水産物)

カテゴリー	水域	生息域	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
沿岸魚介類		表層	マイワシ、カタクチイワシ、マサバ、ゴマサバ、マアジ、	マイワシ、カタクチイワシ、マサバ、ゴマサバ、マアジ	マイワシ、カタクチイワシ、マサバ、ゴマサバ、マアジ						
		中層	スズキ、ブリ、マダイ、クロダイ、ショウサイフグ	スズキ、ブリ、マダイ、クロダイ	スズキ、ブリ、マダイ、クロダイ						
		底層	ヒラメ、マコガレイ、マアナゴ、キンメダイ、アカエイ、アイナメ、アコウダイ、カサゴ、メバル	ヒラメ、マコガレイ、マアナゴ、キンメダイ	ヒラメ、マコガレイ、マアナゴ、キンメダイ						
		イカ・タコ類	スルメイカ	スルメイカ	スルメイカ						
		エビ・カニ類		イセエビ							
		貝類	アサリ、ハマグリ、、バカガイ、チョウセンハマグリ、ホンビノスガイ	アサリ、ハマグリ、バカガイ、チョウセンハマグリ、ホンビノスガイ、サザエ	アサリ、ハマグリ、、バカガイ、チョウセンハマグリ、ホンビノスガイ						
		海藻類									
内水面		手賀沼	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ、ウナギ		ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ						
		印旛沼	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ						
		与田浦	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ、ウナギ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ						
		利根川	ギンブナ、コイ、ウナギ、テナガエビ	ギンブナ、コイ、ウナギ、テナガエビ	ギンブナ、コイ、ウナギ、テナガエビ						
		江戸川	ウナギ	ウナギ	ウナギ						
沖合魚類	水揚げの実態に合わせて	カツオ、ビンナガ、サバ類	カツオ、ビンナガ、サバ類	カツオ、ビンナガ、サバ類							
1週間当たりの分析検体数	各都道県測定分	30	30	30							
	委託事業測定分	30	30	30							
1ヶ月当たりの分析検体数	各都道県測定分	120	60	120							
	委託事業測定分	120	60	120							

千葉県における平成26年度県内処理加工施設で加工される 野生鳥獣肉の放射性物質検査計画（第1四半期）

平成26年4月9日
農地・農村振興課

1 目的

平成26年3月20日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」及び平成25年3月27日付け24関生第1696号「食用に供する野生鳥獣の肉の放射性物質検査の実施について」に基づき、県内の処理加工施設で加工され販売等食用に供される野生鳥獣の肉の安全性を確認し、円滑な販売等に資するため、放射性物質のモニタリング検査を実施する。

2 検査対象品目、検査対象施設、検査頻度及び検体数

(1) 検査対象品目 ⇒ イノシシ肉

- ① 検査対象施設：5施設（大多喜町、勝浦市、鴨川市各1施設、君津市2施設）
- ② 検査頻度及び検体数：平成24年11月5日付けで、原子力災害対策本部長から出荷制限の指示がなされたため、モニタリング検査は行わない。ただし、平成25年1月17日付け「出荷・検査方針」に基づく全頭検査を行う。

(2) 検査対象品目 ⇒ シカ肉

- ① 検査対象施設：4施設（勝浦市1施設、鴨川市1施設、君津市2施設）
- ② 検査頻度及び検体数：検査対象施設ごとに四半期に1検体以上

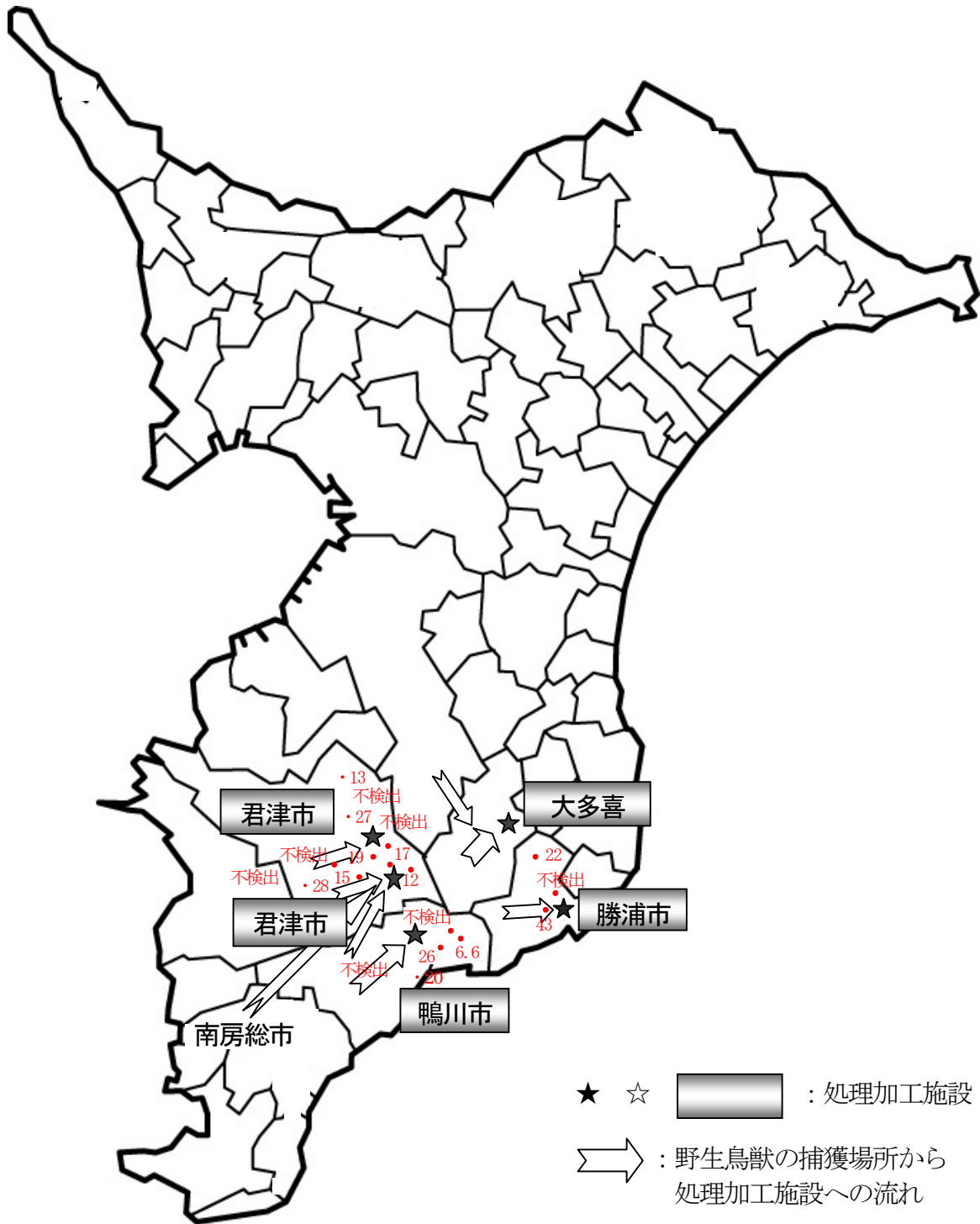
3 検査結果の公表

県ホームページで公表する。

処理加工施設ごとの検体数等（モニタリング検査）

施設所在地	検査対象品目	主な捕獲地	検体数 (刃肉)
大多喜町	(イノシシ肉)	大多喜町・市原市	0
勝浦市	(イノシシ肉) シカ肉	勝浦市	1
鴨川市	(イノシシ肉) シカ肉	鴨川市	1
君津市	(イノシシ肉) シカ肉	君津市、鴨川市、南房総市	1
君津市	(イノシシ肉) シカ肉	君津市	1

処理加工施設の位置図と主な捕獲場所



★ ☆ [Grey Box] : 処理加工施設
 ⇨ : 野生鳥獣の捕獲場所から処理加工施設への流れ

放射性セシウム検査数値（シカ肉）

勝浦市	43 Bq/kg (H24. 6. 19)、不検出 (H24. 8. 16)、22Bq/kg (H25. 2. 19)
鴨川市	26 Bq/kg (H24. 8. 16)、6. 6 Bq/kg (H24. 12. 18)、不検出 (H25. 6. 4)、 不検出 (H25. 9. 12)、20 Bq/kg (H25. 11. 29)
君津市	12 Bq/kg (H24. 9. 19)、17 Bq/kg (H24. 12. 18)、15Bq/kg (H25. 2. 19)、19Bq/kg (H25. 2. 19)、 不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 9. 12)、不検出 (H25. 9. 12)、 27 Bq/kg (H25. 11. 29)、28 Bq/kg (H25. 11. 29)、13 Bq/kg (H26. 3. 24)

※ 括弧内は検査日